

佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号の規定に基づき佐賀中部広域連合が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における第1号事業のうち、法115条の45の3第1項の規定により佐賀中部広域連合長（以下「広域連合長」という。）が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定第1号事業費 指定第1号事業に要する費用をいう。
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス 指定第1号事業のうち、佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項第1号に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス費 介護予防訪問介護相当サービスに要する費用をいう。
- (4) 生活援助型訪問サービス 第1号訪問事業のうち、実施要綱第4条第1項第2号に規定する介護予防訪問介護相当サービス以外の指定事業者による訪問サービスをいう。
- (5) 生活援助型訪問サービス費 生活援助型訪問サービスに要する費用をいう。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス 指定第1号事業のうち、実施要綱第4条第1項第3号に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (7) 介護予防通所介護相当サービス費 介護予防通所介護相当サービスに要する費用をいう。
- (8) 運動型通所サービス 第1号通所事業のうち、実施要綱第4条第1項第4号に規定する介護予防通所介護相当サービス以外の指定事業者による通所サービスをいう。
- (9) 運動型通所サービス費 運動型通所サービスに要する費用をいう。
- (10) 要支援1 実施要綱第10条第1項第1号に該当する居宅要支援被保険者（以下「居宅要支援被保険者」という。）のうち、その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「区分基準省令」という。）第2条第1項第1号に掲げ

る区分である者をいう。

(11) 要支援2 居宅要支援被保険者のうち、その要支援状態区分が区分基準省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者をいう。

(12) 事業対象者 実施要綱第10条第1項第2号に該当する被保険者をいう。

(13) 介護予防サービス・支援計画 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び実施要綱第4条第3項に規定する第1号介護予防支援事業において介護予防サービス計画に準じて作成する支援計画を総称していう。

2 前項の規定に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙）において使用する用語の例による。

（通則）

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、広域連合長が定める1単位の単価に別表指定第1号事業費単位数表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
（指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準）

第4条 指定第1号事業に要する費用の額の算定にあたっては、別表指定第1号事業費単位数表に掲げる他、省令第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第72号（以下「基準告示」という。）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）の規定に準ずるものとする。の規定に準ずるものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項又はこの要綱に定める基準によりがたい場合は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
(基本単位数に係る経過措置)
- 2 令和3年9月30日までの間は、この要綱による改正後の別表指定第1号事業費単位数表の介護予防訪問介護相当サービス費のイからハまで、生活援助型訪問サービス費のイからハまで、介護予防通所介護相当サービス費のイ及び運動型通所サービス費のイについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

別表 指定第1号事業費単位数表

1 介護予防訪問介護相当サービス費	
イ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ)	1, 176 単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)	
ロ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ)	2, 349 単位
(事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)	
ハ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ)	3, 727 単位
(要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)	
ニ 初回加算	200 単位 (1月につき)
ホ 生活機能向上連携加算	
(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位 (1月につき)
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位 (1月につき)
ヘ 介護職員処遇改善加算	
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×137/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×100/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位×55/1000
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	+ (3) の90/100
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	+ (3) の80/100
ト 介護職員等特定処遇改善加算	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位×63/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位×42/1000

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス事業所(介護予防訪問介護相当

サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱(以下「基準要綱」という。)第5条第1項に規定する訪問介護員等に相当する者をいう。以下介護予防訪問介護相当サービス費において同じ。)が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、イからハまでに掲げる区分に応じ、1月につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 省令第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからトを算定しない。

注3 イからハまでについて、介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 イからハまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。算定要件等は、基準告示に規定する訪問型サービス費に準ずる。

注5 イからハまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。算定要件等は、基準告示に規定する訪問型サービス費に準ずる。

注6 イからハまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算する。算定要件等は、基準告示に規定する訪問型サービス費に準ずる。

注7 ニ及びホについて、加算の算定要件等取扱は、基準告示に規定する訪問型サービス費における初回加算及び生活機能向上連携加算に準ずる。

注8 ヘについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計とし、算定要件等取扱については、基準告示に規定する訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算に準じる。

注9 トについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、基準告示に規定する訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずる。

なお、介護予防訪問介護相当サービス事業所における介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。

注10 注4から注6まで、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。また、注3により算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いることとする。

2 生活援助型訪問サービス費

イ 生活援助型訪問サービス費(I) (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問)	1,000単位
ロ 生活援助型訪問サービス費(II) (事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問)	1,998単位
ハ 生活援助型訪問サービス費(III) (要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問)	3,169単位
ニ 初回加算	170単位(1月につき)
ホ 介護職員処遇改善加算	
(1) 介護職員処遇改善加算(I)	+所定単位×137/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(II)	+所定単位×100/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(III)	+所定単位×55/1000
(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	+ (3)の90/100
(5) 介護職員処遇改善加算(V)	+ (3)の80/100
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	+所定単位×63/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	+所定単位×42/1000

注1 利用者に対して、生活援助型訪問サービス事業所(生活援助型訪問サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の従事者等(基準要綱第42条第1項に規定する従事者等をいう。以下生活援助型サービス費において同じ。)が、生活援助型訪問サービスを行った場合に、イからハに掲げる区分に応じ、1月につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 イからハまでについて、生活援助型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは生活援助型訪問サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注3 ニについて、加算の算定要件等取扱については、基準告示に規定する訪問型サービス費における初回加算に準ずる。

注4 ホについて、所定単位はイからニまでにより算定した単位数の合計とし、取扱に

については、基準告示に規定する訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算に準じる。

注5 へについて、所定単位はイからニまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、基準告示に規定する訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算に準じる。

なお、生活援助型訪問サービス事業所における介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

注6 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。また、注2により算定する場合であっても、支給限度基準額の算定にあたっては、減算する前の所定単位数を用いることとする。

3 介護予防通所介護相当サービス費

イ 介護予防通所介護相当サービス費

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 事業対象者・要支援1 | 384単位 |
| (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合) | |
| (2) 事業対象者・要支援1 | 1,672単位 |
| (1月につき・1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合) | |
| (3) 要支援2 | 395単位 |
| (1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合) | |
| (4) 要支援2 | 3,428単位 |
| (1月につき・1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合) | |
| ロ 生活機能向上グループ活動加算 | 100単位（1月につき） |
| ハ 運動器機能向上加算 | 225単位（1月につき） |
| ニ 若年性認知症利用者受入加算 | 240単位（1月につき） |
| ホ 栄養アセスメント加算 | 50単位（1月につき） |
| へ 栄養改善加算 | 200単位（1月につき） |
| ト 口腔機能向上加算 | |
| イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 150単位（1月につき） |
| ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） | 160単位（1月につき） |
| チ 選択的サービス複数実施加算 | |
| イ 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） | 480単位（1月につき） |
| ロ 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） | 700単位（1月につき） |
| リ 事業所評価加算 | 120単位（1月につき） |
| ヌ サービス提供体制強化加算 | |
| (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | |
| ① 事業対象者・要支援1 | 88単位（1月につき） |
| ② 要支援2 | 176単位（1月につき） |

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	
① 事業対象者・要支援1	72単位 (1月につき)
② 要支援2	144単位 (1月につき)
(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	
① 事業対象者・要支援1	24単位 (1月につき)
② 要支援2	48単位 (1月につき)
ル 生活機能向上連携加算	
イ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位 (1月につき)
ロ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位 (1月につき)
※ 運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。	
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20単位 (1回につき)
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	5単位 (1回につき)
※ 6月に1回を限度とする。	
ワ 科学的介護推進体制加算	40単位 (1月につき)
カ 介護職員処遇改善加算	
(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	+所定単位×59/1000
(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	+所定単位×43/1000
(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	+所定単位×23/1000
(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	+(3)の90/100
(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)	+(3)の80/100
コ 介護職員等特定処遇改善加算	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	+所定単位×12/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	+所定単位×10/1000

注1 利用者に対して、介護予防通所介護相当サービス事業所（介護予防通所介護相当サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の従事者（基準要綱第50条第1項に規定する従事者をいう。以下介護予防通所介護相当サービス費において同じ。）が、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、イに掲げる区分に応じ、(1)及び(3)については1回につき、(2)及び(4)については1月につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注4 イについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、

所定単位数に5/100を乗じた単位を足す。

注5 イについて、介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、所定単位数から減算する。なお、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費に準じる。

イ(1)又は(2)を算定している場合 1月あたり376単位

イ(3)又は(4)を算定している場合 1月あたり752単位

注6 ロからワについて、加算の算定要件等取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、若年性認知症利用者受入加算、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、生活機能向上連携加算、口腔・栄養スクリーニング加算及び科学的介護推進体制加算に準ずる。

注7 カについて、所定単位はイからワまでによる算定した単位数の合計とし、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における介護職員処遇改善加算に準じる。

注8 コについて、所定単位はイからワまでにより算定した単位数の合計とし、算定に当たっては、基準告示に規定する通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準じる。

注9 注4、注5、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

4 運動型通所サービス費

イ 運動型通所サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 298単位
(1回につき・1月の中で全部で5回を限度として算定する。)

(2) 要支援2 307単位
(1回につき・1月の中で全部で10回を限度として算定する。)

ロ 運動器機能向上加算 225単位 (1月につき)

ハ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

① 事業対象者・要支援1 88単位 (1月につき)

② 要支援2 176単位 (1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

① 事業対象者・要支援1 72単位 (1月につき)

② 要支援2 144単位 (1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

- ① 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)
② 要支援2 48単位 (1月につき)

ニ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) +所定単位×59/1000
(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) +所定単位×43/1000
(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) +所定単位×23/1000
(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) +(3)の90/100
(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) +(3)の80/100

ホ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) +所定単位×12/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) +所定単位×10/1000

注1 利用者に対して、運動型通所サービス事業所(運動型通所サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の従事者(基準要綱第67条第1項に規定する従事者をいう。以下運動型通所サービス費において同じ。)が、運動型通所サービスを行った場合に、イに掲げる区分に応じ、1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 運動型通所サービスを受けている利用者が介護予防サービス・支援計画において介護予防通所介護相当サービスを受けることが必要とされた者は、当該運動型通所サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費の合計単位数が次の単位数を限度として算定できる。

- (1) 事業対象者・要支援1 1,490単位 (1月につき)
(2) 要支援2 3,070単位 (1月につき)

注3 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注4 イについて、介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注5 イについて、運動型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は運動型通所サービス事業所と同一建物から当該運動型通所サービス事業所に通う者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、所定単位数から減算する。なお、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費に準じる。なお、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費に準じる。

- イ(1)を算定している場合 1月あたり376単位
イ(2)を算定している場合 1月あたり752単位

注6 ロ及びハについて、加算の算定要件等取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における運動器機能向上加算及びサービス提供体制強化加算に準ずる。

注7 ニについて、所定単位はイからハまでによる算定した単位数の合計とし、取扱については、基準告示に規定する通所型サービス費における介護職員処遇改善加算に準じる。

注8 ホについて、所定単位はイからハまでにより算定した単位数の合計とし、算定に当たっては、基準告示に規定する通所型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準じる。

注9 注5、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。